



経理の窓 1月号

平成22年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月20日 : H21年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	2月1日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成22年度税制改正の大綱が公開されています。

新政権の下、平成21年12月22日に、平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～がまとめられました。大綱は、財務省のホームページから入手することができます。

大綱は112ページからなり、第1章 税制改革に当たっての基本的考え方、第2章 新しい税制改正の仕組み、第3章 各主要課題の改革の方向性、第4章 平成22年度税制改正、第5章 今後の進め方、【参考資料】で、構成されています。

税制改革の視点として、①「公平・透明・納得」の三原則、②「支え合い」に必要な費用の分かち合い、③税制と社会保障制度改革の一体的な改革、④グローバル化への対応、⑤地域主権を確立するための税制の構築 が、あげられています。

新しい税制改正の仕組みとして、新しい税制調査会の設置と「ふるい」による租税特別措置法の見直しと「租特透明化法(仮称)」の制定を目指すことが、あげられています。

政策が変われば税制も変わります。特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度は、平成22年度税制改正で廃止されます。生命保険料控除の改組は、平成24年以後の所得税に適用されます。税制の適用については、適用期限や適用開始時期、要件を確認することが、大切です。

税制改正の内容に関する財務省のホームページアドレスは、
<http://www.mof.gp.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm> です。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認しましょう。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないか確認しましょう。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸もしましょう。

家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

